

訪問看護事業所 管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

### 感染症法に基づく医療措置協定に関する意向調査の実施について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号、以下「感染症法」という。）では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、関係機関との連携協力により、病床、外来医療の確保の強化等の措置を講ずることとされています。

本県でも、新たな感染症危機に備え、感染症対策の一層の充実を図るため、「静岡県感染症予防計画」の改定に向けた検討や、医療機関等との間で自宅療養者等への医療の提供等に関する協定（以下、「医療措置協定」という。）の締結に向けた準備を進めているところです。

つきましては、下記のとおり、意向調査に御協力をお願いします。

なお、今回の意向調査等にかかる説明資料や説明動画などを静岡県のホームページに掲載していますので、回答にあたり御確認をお願いします。

#### 記

### 1 医療措置協定に関する意向調査

#### (1) 調査概要

調査対象	県内全ての訪問看護事業所 ※診療所等が見なし指定で行う訪問看護は対象外
調査内容	・ 新型コロナ時の自宅療養者への訪問看護の実績 ・ 新興感染症発生後の流行初期以降の訪問看護の対応可否 ・ 個人防護具の備蓄 ・ 医療措置協定締結に関する意向
回答期限	令和5年12月8日（金）
回答方法	静岡県ホームページ（ふじのくに電子申請サービス）から回答してください。 ※ホームページからの回答が困難な場合は、メール又はFAXで回答してください。

## (2) 説明動画等が掲載されているホームページ

意向調査等にかかる説明資料や説明動画、回答用ページ、協定書のひな型などは、以下の静岡県のホームページに掲載しています。(説明動画は15分程度)



ホームページの QR コード ⇒

【アドレス】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1057859.html>

【検索方法】「静岡県 医療措置協定」⇒「医療措置協定等」のページから「訪問看護関係」

## 2 医療措置協定の概要

新興感染症発生時に各医療機関等で対応いただく内容等を、「協定」という形であらかじめ明確にしておきます。(例：既存利用者への訪問看護の提供)

どのような感染症が発生するか不明なため、まずは、新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定して協定を締結し、実際に新興感染症が発生した際には、その感染症の特性にあわせて、内容を見直すなど、柔軟に対応します。

なお、協定を締結いただいた医療機関等は、感染症法の規定により、静岡県のホームページにおいて、事業所名や協定内容を公表します。

## 3 質問等の問合せ

意向調査や医療措置協定に関する御質問等は以下でお受けします。  
できるだけメールでお願いします。

【メール】 [taisaku-chousei@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:taisaku-chousei@pref.shizuoka.lg.jp)

※アドレス中の「lg」はアルファベット小文字の「エル・ジー」です。

【電話】 054-221-2982

担当：新型コロナ対策企画課  
電話：054-221-2982